

会議録

会議の名称	新しい公民館・図書館のあり方策定委員会 第7回
開催日時	平成17年 3月 30日(水) 14時から17時7分まで
開催場所	谷戸図書館読書会室
出席者	(委員) 朝岡委員 大澤委員 星野委員 加藤委員 服部委員 石井委員 米澤委員 木山委員 柳町委員 門委員 (事務局) 島崎保谷公民館長 小池中央図書館長 近藤係長 奈良係長 村上主任
欠席者	委員 なし
議題	「新しい公民館・図書館のあり方」の報告(提言)について (1) 公民館・図書館のあり方に関する基本課題について (2) 新しい公民館のあり方について (3) 新しい図書館のあり方について
会議資料の名称	(1) 公民館・図書館のあり方に関する基本的な考え方(案) (2) 新しい西東京市公民館のあり方(案) (3) 新しい西東京市図書館のあり方(案)
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 会議を始めます。 前回の会議録が配られていますが、訂正があれば事務局に連絡してください。 前回の会議でこの会議の方向について確認しました。1点目は、今日の第7回会議の中で、提言(案)を策定するという事です。これについて、時間の許す限り意見をいただきたい。2点目は、本日の皆さんの意見を受けて、委員長・副委員長・事務局で、案文の中にどのように反映していくのかを協議させていただきたい。その間、委員の方に集まっていたくことは予定していませんが、必要なときには招集するかもしれません。3点目は、委員長、副委員長が作ったあり方の案文を最終確認するために、5月中にもう一度お集まりいただきたいと思います。そして、最終提言は、正副委員長から教育長に提出したいと思います。以上3点が、前回の会議の確認です。普段は2時間ですが、今日の会議は3時間で行いたいと思います。本日は、私と星野委員、副委員長がそれぞれの持分を提言の案文にしてみましたので、意見をいただきたいと思いません。</p> <p>まずは、私が書いた基本的な考え方についてを提案します。前回の会議で5つの視点を説明し、もらった意見を元に再構成しました。各意見を反映したつもりですが、後ほど再度意見をちょうだいしたい。</p> <p style="padding-left: 2em;">西東京市における新しい公民館・図書館のあり方に関する報告(提言)・案について、説明</p> <p>○委員： 確認したい。(1)の中で、交通の利便性の高い場所という言葉と、市民の身近な生活空間に配</p>	

置しなければならない、という点についてはどのように解釈すればいいのか教えてください。

○委員長：

前回の議事録にも記載があるので見てもらいたい。後ろから2頁目の委員長発言中の(3)にターミナル型とコミュニティー型という記載があると思います。公共施設の配置は、いろいろな市民ニーズにこたえるものでなければならないと思います。1つは、都内に通勤する市民のためには、駅や商店街のような人通りの多いところに作ることに意味があるというものを、仮にターミナル型とします。西東京では、これまで余りなかったものではないかと思います。今後は、各市でもこの形が増えてくると思います。新しい図書館・公民館の姿を考えるときには、1つの可能性として重要性を感じるものです。

しかし、これまでの利用者や多くの市民にとっては、歩いていける距離に施設があるという、コミュニティー型のものがほしいというニーズは強いものがあるわけです。高齢者ばかりでなく、小さな子どもを持つ保護者や様々なハンディを持つ方にとっては、ターミナル型は必ずしも使いやすいとは限らない。小さなものでいいので、身近なところに充実してほしい。

そこで私の意見としては、新しいタイプの公民館も必要だが、やはり古いタイプの公民館も積極的に配置して行ってほしい。しかし、予算や公共施設の適正配置の問題もあると思うので、既存施設を増改築するときに、公民館機能を持たせたらどうか。コミュニティー型は、校区単位にあるというのが望ましいと思います。

○委員：

校区単位とは、小か中かどちらでしょうか。

○委員長：

今回は、あえて踏み込んで書きませんでした。皆さんの意見を聞きたいと思います。

私の知っている範囲では、既存の施設は中学校単位で配置しているところが多いと思います。しかし、コミュニティーについてももう少し肌理細かに、と考えているところでは、例えば鹿児島市では、小学校の敷地内に校区公民館が配置されており、子ども達にとっても有益であると評価されています。公共施設についてもいろいろなものがありますが、小学校の施設と融合させたり、機能的につなげたりすることも考えられると思います。

○委員：

ターミナル型とコミュニティー型が併記されていることは評価したいと思います。しかし、私は校区での配置については危惧を覚えます。というのは、このことが一人歩きすると、学校単位での総合施設開放ということが視野に入ることが考えられます。今、西東京では他市に先駆けて学校図書館の整備を進めていますが、それでも専門員は2校に1人の配置ということで、まだまだ不満足な状態です。

ただ今の鹿児島市の例などは、聞けば好例のように感じるかもしれませんが、現状のままでは、学校図書館が整備されないままに市民に開放されてしまう危険性が出てくると思います。この言葉が、議会などの中でどのような議論がされるのかということを見ると、この部分は時期尚早と言わざるを得ないと思います。かなり補足が必要だと思います。

図書館が考える配置計画との間に微妙なずれがあると思います。今後は、学校単位での、学校施設を使った生涯学習活動は大切な考え方になると思いますが、現時点では、そのような活動に対して公民館・図書館がどのような人的援助ができるのかということにとどめた方がいいのではと考えます。

○委員長：

施設を作るよりも、事業に対しての援助の方がいいのではないかということですね。

○委員：

市は既に事業を先行させようとしていますので、それをどう支えていくのかということで公民館、図書館の機能を考えるということが必要だと思います。文中の「複合化を視野に入れた校区単位での公民館・図書館の配置」という言葉だけが先行していくということが、逆に公民館・図書館の機能を狭めていくという気がします。

○委員：

私も、複合化という言葉が気にかかっていた。既存施設の複合化という言葉の具体的な説明を聞いてみたいのですが。

○委員長：

複合化についてですが、今後どこの自治体でも財政状況はもっと厳しくなるでしょう。そんな中で、教育機関であれ、その他の施設であれ、独立した施設を維持する予算の確保は困難になります。また、公共施設の配置には、新たに用地の確保が必要になります。そのための予算措置を待っていたのでは、事実上計画の棚上げになることも考えられます。そのことをクリアするためには既存施設との複合化も視野に入れることが考えられ、先ほど指摘のあった学校施設ばかりでなく、市内には福祉施設なども点在していると思います。それらの施設を増改築して、小さなものでもいいから図書館や公民館を併設できないかということです。

また、先ほど指摘のあった、学校施設との複合をあまり急ぐと、学校図書館等の機能を損なう恐れがあるのではないかとありますが、私の見る限りでは、少子高齢化が進んでいるのは事実ですが、学校での空き教室が急激に増えている状況にはありません。西東京でもそうだと思います。このことは、ここ5年から10年は変化ないものと思います。したがって、このことが急激に進行するというだけでなく、この10年間にじっくりと議論していかざるを得ないのではないかと思います。学校だけでなく、いろいろな公共施設を活用しながら、というイメージです。

○委員：

複合施設にして、そこには職員の配置があると思いますが、職員の専門性が問われるのではないかと思います。特に公民館の職員について言えば、専門性の高い職員が一般職に異動してしまい、講座の組み方などでも問題が出てきています。今後は、複合施設に専門性の高い職員が配置されることは難しいのではないかと思います。相談業務というのも大切な職務だと思うし、事務所の窓口が1つということになると、危惧する点があります。図書館・公民館という、単なる箱ものでない施設への職員の配置が気にかかります。

○委員長：

鶴ヶ島市立西公民館をイメージしてほしいと思います。あそこは、3つの施設が複合しており、事務室を共用しています。そのことによって、職員も配置されているし、互いに手が不足しているときには助け合って仕事を進めているという話をしていたことを記憶されていると思います。また、学童保育の部分は、NPO法人に委託していました。従来、融合しないと思われていた組織がいろいろな経緯の中で、それぞれの職員が協力しながら運営している。その地域地域で、必要な機能が1つにまとまるということは、専門性ということに関して矛盾しないのではないかと考えます。むしろ人が減らされている中で、上手く互いがカバーし合いながら運営することが必要で、複合化は、そのことのキーになっているのではないかと考えます。

(3)の専門家の支援と施設の複合化との矛盾についてのご意見の背景には、今でさえ専門職員の配置がない中で、小学校単位で施設を配置したらますます薄れてしまうのではないかと危惧なさっているのではないかと感じますが、ある程度の地区単位では専門的な職員を配置した施設規模の整った公民館を作り、そこを中心に小学校単位の小さな公民館を配置する。その館には、職員定数の問題で市の職員は多分無理でしょうから、(3)にも書いたように、必要な処遇と研修を保障する市民スタッフを配置して運営する。その中で、いずれ議会のコンセンサスを諮りながら、施設の拡充や正規職員の配置も図っていくということが現実的だと思います。

このことは、小学校単位で施設配置を考えればという想定ですので、中学校単位でいいのだということであれば議論する必要のない部分でもあります。さらに、校区単位での施設配置の件について言及しないのであれば、議論する必要のないことでもあります。どの程度の配置計画にするのか、それとも施設配置には言及せずに事業支援に付いてのみにするのかで随分と結論が異なると思います。

○副委員長：

今の点は、基本的な部分であり、今後の議論に影響が出ると思うので、複合施設についてと学校図書館について、私見を述べたい。

複合施設については、1980年代にコミュニティー施設のことで随分と話題になりました。その時には、併設と複合を分けて考え、併設はそれぞれに施設長がいて管理する。複合は境がなく管理するために、併設の方が好ましいのではないかという意見が主流でした。しかし、その後時代も進み、現在のような状況になると、教育施設については複合することも必要なのではないかと考えます。また、例えば児童館や学童クラブのような専門的な施設については複合することも可能なのではないかと思います。

私が松任市の図書館計画に関わったときのことでありますが、駅前の文化会館の地下に学童クラブと児童館があり、4階・5階に図書館が配置されていましたが、これを一緒にできないかという計画が持ち上がった。そのときに、全部を一緒にしてしまっただろうかという提案をしました。今の施設は2階部分に児童館があって、そこでは児童図書館と共同で運営をしています。1階が大人向けの図書館になっています。施設全体の管理は図書館側が行っていますが、学童クラブの子どもに対する責任は、児童館側が負っています。メリットとしては、いろいろな行事をするときに、児童厚生員は図書館司書にないものを持っています。もちろん問題もあるのですが、互いのものを補いながら運営していけるということが考えられます。

学校図書館との関係ですが、学校図書館は公共図書館の延長ではないと思います。学校教育の位置付けになります。学校図書館法に基づく施設で、学校給食とともに戦後に生まれたものなのです。子どもの教育にとって必要なものなのでしょうが、今までは学校教育の中でずっとスポイルされてきた部分です。専任の司書教諭も約50年近く置かれていなかった。その問題は、学校教育の問題として強化していくことだと思います。我々の任務は、それらを側面から援助することが考えられます。学校区ということ考えると、志木市では学校図書館と図書館との複合施設があります。授業中に、図書館に子ども達がやって来て勉強する、そこでは、同じ教育機関としての有効性というものはあるわけなので、そこで働く職員がどう生かしていこうとするかの意識の問題だと思います。

そういう意味でも、複合施設というものの考え方の意思統一をしておかないといけないのではないかと思います。

○委員：

私も、公民館側の市民委員の方も別の危惧を抱えているのではないかと思います。

今、話を伺った、将来像についていえば本当に真剣に考えなければならないものとは思いますが、合併したばかりの西東京市で、図書館・公民館がどのようなものであるのかという基本的なところができ上がってないと思います。そんな中で、民営化の問題や指定管理者の問題にすりかわってしまうのではないかと心配があります。

このあり方の示す未来がどの程度のスパンで考えればいいのか分かりませんが、例えば10年後にまた同じような委員会が持たれるという希望的な観測のもとに、あまり先のことが言葉として出て行くことの不安を感じます。

提案ですが、複合化の点を含めて、星野委員と大沢副委員長の提案を受けてから文言の調整を考えてはどうかと思います。

○委員：

今までの皆さんの議論とは異なる点ですが、評価機関についてです。私のイメージでは、評価機関は市民が参画できるものでなければならないと思います。今運営されている図書館が、単なる箱物でなく運営されているかどうかということを常に市民の立場で評価できるということを目指し提言の中にうたってほしい。

もう1点は、市民ボランティアを取り入れるということ。どこかの市で、市民ボランティアを導入したことで、効率一点張りの民営化が防げたという事例があったそうですが、そういう意味でのボランティアの導入について提言にうたってもらいたい。

○委員長：

今のご発言への補足になるが、(3)の専門的な支援の原則にも関わりますが、市の専門職員以外にどう市民がボランティアとして関われるのかということが課題になります。細かい点には言及しておりませんが、この記述の背景としては無償労働としてのボランティアは想定しておりません。必要な処遇と研修を保障されたスタッフということでして、当然一定程度の専門性が求められ、それに相応しい報酬を支払う。ただ今の委員のご提案では、市民ボラの登用ということで、私もその点の記述については迷いました。しかし、今回は敢えてその点には触れませんでした。専門的な支援と市民ボランティアは異なるであろう。また、得てして安易なボランティア化は、現在のような財政状況下では、行政が市民に事業を丸投げしてしまう危険性が高いので書きませんでした。それでも必要だということであれば、ご発言ください。

ここで、星野委員と大沢副委員長の提言を説明していただきたいと思います。その上で、私の基本的な考え方との整合性について議論したいと思います。

大沢副委員長、星野委員の資料説明

○委員長： ここで休憩します。

(15時30分休憩)

(15時40分開議)

○委員長：

会議を再開します。

再開に当たりポイントを確認したいと思います。あり方委員会は、基本枠を提言するということが役割です。1つ1つの施設の進行計画を立てるのは、この次に立ち上げられる進行計画の策定委員会に委ねたいと思います。私たちは次の委員会の前提になるものを作り上げておきたいと思います。

先ほどの私の基本的な考え方に対して、3点の意見が提起されました。1つ目は、地域配置の原則の中に、既存施設の複合化を視野に入れた校区単位での配置という問題について、時期尚早ではないかという意見がありました。このあり方委員会が射程に入っている期間は、今後10年間ということでもいいと思いますが、その中に入れるには早すぎるという意見でした。さらには、併設と複合化は違うという意見。違いを理解した上で敢えて複合化という言葉を使うのかどうかということ。いずれにしても、こういう文言が入ると入らないのでは随分と施設整備では変化が出てくると思います。複合化を認めるとしても条件があるのではないかと思います。

2点目は、公運審の機能とも関係のある市民参画の原則についてです。市民が、公民館・図書館の機能について評価、チェックする機能についてきちんと書き込む必要があるのではないかと、という意見です。これらは、最近ではガバナンス機能と呼ばれております。

3点目は、市民ボランティアの活用について。そういう文言を入れるべきではないかという意見が出ました。

○委員：

学習権を保障する施設として、無料の原則についてが気になる部分です。もう直ぐそこまで迫

ってきている指定管理者の問題。この問題が議論される前には、公民館は有料化についてが議論になっていました。図書館に関しては法に無料の原則が規定されていますので、法改正がなければ有料化は直ぐにということはないと思います。無料の原則については、盛りこむ必要はないのでしょうか。

○星野委員：

無料の原則については、入れるべきかどうかについては迷いました。ここでの議論に委ねたいと思います。個人的な見解としては、公民館を無料にするというのであれば、そのことは市の条例に明記すべき事項と考えます。施設の有料化の問題などの自治体の基本的な考え方を示すものが条例です。無料といっても、いろいろなスタイルがあります。狛江市では現在、公民館は無料なのだが、光熱費については実費負担をしてもらってはどうかという議論をしている。使用料の無料とは、どこまでを無料とするのが難しいところです。

○委員：

複合施設についてですが、この度新しくできた小学校では、社会教育施設を併設しています。そこでは、施設を使う度に光熱費ということで有料になっています。新しい施設の場合、そういう考え方を取り入れやすいのではないかと思います。複合施設というものについては、有料化が議論されやすいという点に危惧を感じます。複合施設を考えるのであれば、もう少し条件を示すべきだと思います。または、機能が独立した併設の施設として限定すべきだと思います。

○副委員長：

その事例とは、けやき小のことですか。

○委員：

けやき小の開放部分については、生涯学習機能として市民の運営協議会に管理委託をして、料金も徴収しています。

○副委員長：

そういう例は多いのですか。

○星野委員：

具体的な数はわかりません。

○副委員長：

社会教育施設である公民館は、無料ではないのですか。

○委員長：

今の事例は、公民館ではありません。そういう施設が市内にあるということです。

○委員：

今の施設の類似例ですが、小平6小では、6時以降の入り口を分けて、社会教育施設として貸出しをしているはずですが。

○委員：

小平市では、公民館も既に有料化を選択している。完全無料ではないはずですが。

○委員長：

整理したいと思います。各市の公民館条例では、その多くは料金を徴収する規定を設けている

と思います。徴収規定があるということは、取ることが可能なのです。ただし、社会教育関係団体等に対しては減免の規定を設けて無料にしているという市が多い。この間の鶴ヶ島の公民館も料金を取ることはできますが、取っていないという実態です。

ただ、こういう規定では不適切であり、公民館は無料であるべきと考える自治体の一部あります。国立や国分寺、西東京もその中に入ります。公民館は無料であるということを条例で規定している市は、条例を改正しない限りには無料です。しかし、社会教育施設であっても、公民館条例の枠外であれば、その施設の設置条例等で有料になるということです。

○委員：

今の話しですが、西東京の公民館では陶芸窯のある施設とない施設があります。その利用について言えば、公民館の活動であっても、窯の使用については料金を徴収されています。

○事務局：

公民館で料金を徴収しているのは陶芸窯の実費と印刷機を使ったときに1原稿当たり35円の実費を負担してもらっています。陶芸窯の料金も、電気代相当額を預かっております。陶芸サークルは、公民館利用サークル全体から見れば限られた団体だし、窯の利用についても特殊な利用方法です。この料金については、いわゆる施設利用料ということではなく、窯の電気代を実費負担してもらい、預かったお金は特定財源として、次年度の予算に反映しています。預かったお金が一般財源として、別の目的に使われるということは、窯も印刷機もありません。

○委員長：

公民館の講座は、無償です。しかし、教材費は取ります。料理教室もそうだと思います。多分教材費の一部ということで考えられていて、その実費部分を徴収するということだと思います。しかし、狛江市で議論されているという報告について言えば、全ての部屋の使用について、光熱費を徴収しようとしているということであり、これとは性格が違うものであると考えていいと思います。

○委員：

公民館を継続的に使っている文化的サークルがあります。それが毎月会費を取って、その中から講師に謝礼を出しているケースがあると思うのですが、それは許されるのですか。

○事務局：

会費の金額について、幾らまでならいいと規定している市と西東京のように決めていない市があります。ただ、一般的な話しとして私塾と同じような金額では困りますよ、ということは相談があれば話しています。さらには、教える側が部屋を押さえて生徒を集めるということは慎んでもらっています。公共施設を使った私塾の運営は、お断りしています。また、施設利用の登録をする際に団体の会費を聞く機会がありますので、そのときにあまり高額な会費が書かれていれば公民館利用団体としての資質を問うと思いますが、現在そのようなケースはありません。

○委員長：

さきほど、無料についての記述を積極的に取り入れるべきという意見がありました。

○委員：

私は、複合施設にしたときの市教委の考え方に危惧があるので、もしもこの文面に複合施設が入るのであれば、条件を加えるべきだという見解で述べました。

○委員長：

私もそのとおりだと思いますが、整理しておかないといけないのは、併設する公民館・図書館部分については無料を堅持すべきだということを加えるべきで、福祉施設などについては言及できませんよね。市民は、1つの施設であると、どこからどこまでが公民館・図書館で、残りの部分が貸し部屋であるなどということでは見ないわけです。相手が無償なら問題ないのですが、有償の場合には精々書けるのは、公民館・図書館部分は無料にしてほしいということになります。

○委員：

公運審に関してです。独立館の時代には、各公民館に運審があって、その選出についても選出会があって透明性が担保されていました。こうして選ばれた委員は利用者でしたから、公運審の主催する会で他の利用者に報告会をしたり、懇談会をしたりして努力してきました。ところが、統一してみて感じるのは、利用者と公民館を管理する行政の側としか話しができないのですが、公民館という市民の意向で管理されるべき施設の場合、施設利用のマナーの問題や不平不満についてなどは、利用者同士の話し合いで解決できる部分というのは一杯あるはずですが、公運審の選出が従来の形であれば、公運審と利用者間で細かい問題は解決できたし、また、現在は谷戸と芝久保にしか残っていませんが、利用連と公運審との話し合いの中でこれからの公民館の施設の運営はどうしていったらいいのかということも話し合われ、住民の意向が通る道筋が沢山ありました。それが今は、どなたが選んでいるのか良く分からない不透明な中で、一本釣りに選考された方々が委員になる、活動の報告があるわけでもなく、利用連や利用者の人にも全く公運審の顔が見えてきません。利用者の意向をどうやって聞いているのだろうかということやずっと疑問に思っていました。公民館が審議会を活用し、といっても、本来の公民館運営審議会のあり方ということに戻さないと十分とはいえないと思います。まずは元の姿に戻していただくことが、十分公運審を活用する方途であると思います。公民館を利用していない方が公運審に多くいらっしゃるといふことになると、どうやって事業の審議ができるのであろうかということが心配になりましたので、この辺はぜひ書き加えてほしいと思います。

○星野委員：

今の意見について、現在の運審について事業を報告してください。

○委員：

そろそろ任期満了になるので、前回の運審で次期の委員の選考について質問しましたが、次回も選考会を行わないということでした。

私を含めて十分であったとはいえませんが、公民館を知らないという委員がいたことは事実です。審議会の中でも、本来公運審が議論すべき話題ではない方向にいつてしまうこともしました。それは、公民館とは、公運審とはどうあるべきかという基本的な教育や資料もないままにスタートしてしまっている。選ばれた方は一生懸命議論したいと思っているうちに任期が来てしまったというのが現実ではないかと思います。以前の運審とは、かなり違うものになっているのは事実だと思いますので、人選については記載しておいていただきたいと思います。

○委員長：

西東京市の場合、公民館の統一時に公運審も1つにしています。こういう自治体は他にも多くあるのですが、6つの公民館の運営について1つの公民館で審議するのは大変無理がある。私も小金井の運審をずっと続けてきましたが、5つの分館を含めて1つの公運審が審議してきましたが、1ヶ月1回の会議では、各館からの報告を聞いているだけでほとんど終わってしまうという実態がありました。社会教育法では、公運審の役割は館長の諮問に応じて答申するということが大切な部分になります。できれば、公運審というのは、公民館が適切に管理・運営されているかどうかを市民としてチェックする機能に特化してしまっただろうかと思うのです。もちろん、市民の中には公民館を使う人もいれば、使わない人もいるわけですが、かつてのように、公運審を1館に1つ作ってほしいという意見が大勢になれば別ですが、1つしか持てないのであれば、公

運審の機能を限定して審議する。それをガバナンス機能と呼んだわけです。それに相応しい人を任用していただく。

では、各館での日常の様子についてどのように市民が参画していくのかということが問われるわけです。それについては、公運審とは別に公民館運営委員会というような別組織を各館に配置して、チェック機能と日常の公民館運営については分けて審議をするということがどうかと考えます。

○委員：

今の委員長の意見は参考になりました。確かに、2時間の審議時間の中で、事前に資料送付を受けていても、1時間でそれを全てこなすのは困難です。私の受けていたときには、3館分でしたが、非常に大変でした。審議会は単なるチェックだけでなく、次の事業への提案がなければ評論家になってしまうわけです。それらを1時間でこなした上で、残りの1時間で諮問にに応じていくというのは、非常に困難でありました。

ガバナンス機能は公運審に持たせて、公民館の運営については別の委員会に委ねる。今、2館しか利用者の連絡会を持っていない状態です。館の職員との利用者懇談会の席では、利用者団体の横のつながりを保つというのは至難の技です。公民館まつりも、この2施設しか行っていない中で、利用団体の横のつながりは作りづらい状況だと思います。その委員会についてはぜひ記述しておいてほしいと思います。

ただ、その委員会の存在ですが、利用者の主体的なものなのか、館が必要ということで作られるものなのか、そのどちらかによっては随分と性格が違ってくると思うのですが、そのあたりも盛りこまれていくといいと思います。

○委員：

公民館については、公民館を利用できる、またはしている人々のためだけのあり方を論じていたのでは、全てに公民館の理解を深めていくというのは難しいと思います。今後、公民館がない地域に施設を立ててもらえるような計画があればいいのですが、これ以上立たないのであれば、今使っている人がメニューを考えたり、その施設の利用について考えることはいいことだと思いますが、公民館の場所は使わないけれども、例えば講師派遣事業の積極的な活用ということもあると思います。それから先ほど申し上げた学校施設開放運営協議会、その団体に学習機能が乗ってしまい、それを受けた市民が、現在はどんな事業をしていったらいいのかが右往左往しているというのが現状です。それらにアドバイスができるのであれば、それは公民館ではないかと思えます。

今の公民館の機能にあるのかないのかわかりませんが、そうした人的な支援も必要だと思います。そうすれば、公民館が近くにない地域でも、公民館を考えることもできるし、納得できると思います。

○委員長：

今、議論の出ました、公運審と公民館との関係ですが、私の書いた基本的な考え方の(2)市民参画の原則の4行目の部分に「新しい公民館・図書館の整備や事業がそれぞれの施設ごとに行政と市民との積極的な連携・協力に基づいて進められる必要がある」と書かれています。「施設ごとに」という部分が重要な点なのですが、このままの解釈ならば、運審が1つでいいということにはならないわけです。図書館にもいえることなのですが、何らかの形で施設ごとに市民参画が行われる仕組みが必要になってくるということです。

もう1つ提起のあった無料の原則についても、このことを盛りこむのであれば、(2)のタイトルを市民参画と公共性または公益性の原則というものに書き直して、無償を維持すべきという言葉を入れていけば、大きく枠組みを変更しなくても可能だと思います。

○委員：

公民館のあり方についての記述で引っかかったのが、「地域づくりのセンター」という文言があります。解説があれば誤解しないのですが、人によってはセンターという言葉だけで、コミュニティーセンターを想像する人もいるのではないかと思います。

また、2.の(2)の文中の「リサイクル品の譲渡や地域の求人情報」という文言ですが、これも説明を聞けば誤解は生まれませんが、このままの表現では載せない方がいいのではないかと感じます。

(4)でも、説明を受ければ主に若者の居場所についての記載であるということとはわかるのですが、このままの表現では、ロビーに生活困窮者が居座ってしまって困難を極めたことがある中で、もちろん全ての人にロビーを開放するというのは当たり前のことなのですが、このあたりの表現も誤解を生んでしまうと思います。

○副委員長：

求人情報を置いてはいけないというのはどういう意味でしょうか。

○委員：

このままの文章では、企業からの求人情報なども扱うというように取れたもので発言しました。営利目的なものも対象になってしまうのではないかという懸念をしたまです。必用な条件を整えてから行うというのであれば問題はないのですが、いきなり求人情報だけだと不十分だということです。

○委員長：

趣旨としては、コミュニティーワークというものに限定して、それを元にして地域づくりに生かしていければということなので、そういう表現にすれば誤解もないかと思います。

○副委員長：

図書館では、最近求人情報を置いているところは多いのです。いわゆる情報提供ということで行っているところがあります。公民館の状況はわからないので質問しました。

○委員：

関連しますが、私の住む地域には公民館はないので児童館で活動していますが、そこを使って地域に向け、誰でもが参加できる無料の事業を行っているのですが、ポスターを作って公民館に貼らせてほしいと申し出たら、公民館利用サークルでないので貼れないということで断られました。そういうことがある限り、公民館というのはみんなのものではないと思います。そのことは、職員の専門性が失われていく過程で起こったことだと思うのですが、そのようなことが起こらないためには、理念を持った職員が配置されなければならないと思います。

例えば、個人レベルで情報を発信できるということは私は理解できるのですが、ある意味で大きなリスクを背負うこととなります。公民館では常に公と私という問題があると思います。どんな方でも、公民館に断らないでポスターを貼れないし、部屋を借りることもできないわけですから、職員の専門性を信じて市民は頼るしかないわけです。そこでのトラブルが発生しないように、きちんとした認識の職員を配置してほしい。そして、その専門ということなのですが、市が専門職を置きましようとしたとしても、社会教育の勉強をした専門職だけれども公の方ではない。例えば図書館に専門職がほしいとした場合、紀伊国屋書店に手配しましようということになったのでは、行政としては専門職を手配したということになるのでしょうか、公共性ということはどう考えるのかが一番気がかりなことです。そのことが保障されてこそ、信頼される運営になるのであらうと思います。

○委員長：

図書館・公民館の公共性・公益性を確保するためには、専門職員だけではだめだろうと思って

います。すぐれた専門性を持つ職員がいれば確かに問題は起きないかもしれませんが。専門職員は、先回りをして市民に相応しい学習をコーディネートできるかもしれませんが。しかし、専門職員に依拠しすぎてしまうと、学習の成果を自らのものにするという機会を失われてしまう恐れがあります。

職員やスタッフの持つ専門性によるチェックと市民が自らの力でチェックして問題があれば解決できるような仕組み、プロとアマチュアの両者の視点からチェックしないと、公共性や公益性は確保できないと思います。私の文章でも市民参画の原則と専門的支援の原則が公民館の公益性を確保する方法ということで記載しております。ということで、ただ今の委員のご意見はよく理解できるのですが、各公民館で市民ができるだけ多く参画して意見を吸い上げる仕組みを作る必要があると思います。

○委員：

ボランティアを登用するときには大切なことは、ボランティアを束ねる人がいること。合わせて、そのボランティアに必要な指導や教育を施す人がいることだと思います。そういう意味でも、専門職員がいて、ボランティア市民がかかわるということが必要です。

生涯学習部では、人材バンクというものを作ろうとしていまして、生涯学習活動をしてきてさまざまな蓄積のある人を講師や相談相手としてキープしていくということを考えているようですので、それらが同時進行していくとよいのではないかと思います。

○委員：

私だけが他の委員と違って全くの素人のわけです。何の組織、団体もバックに控えていないし、本当の庶民なのです。世の中で、今、庶民感覚というのが一番大切にされています。私の思っていることを委員長に上手く文章にしてもらって、確認をしている次第です。

しかし、庶民感覚や市民感覚を大切にしながら、今後の議会での議論などに望まないと、これが専門的な立場の意見だけで凝り固まっていれば、議会審議には堪えられないのではないかと思います。一般的な考えを盛り込んだものにすべきであろうと思います。

公民館のことでいえば、私は公運審とは何なのかということも、ここで聞いているうちに理解してきたものの、個人的には六法全書で確認した程度のことです。私の願いは、何の関係もない個人が公民館を使えるようにしてほしいということだけです。先ほどの審議の中で、公民館利用団体でないというポストを貼らせないということがありましたが、それでは特定の市民のための施設ということになってしまうわけです。私のように縁もゆかりもない市民が使えるのは図書館で、公民館で使えたのはIT講習会だけでした。公民館は、個人でも参加できる企画をもっと持つべきだと思います。公民館が市民の中に入っていくということを星野委員の担当の部分にうたってほしい。

○委員：

今の個人として使えないかという意見について、前回も疑問に思ったのですが、部屋を借りるという意味なのか、それとも今IT講習には参加されたということであるならば、さまざまな公民館の講座に個人での参加が認められていることを認識の上でご発言されているのかを確認させていただきます。

○委員：

個人のレベルでは部屋を借りる必要はありません。公民館を図書館のように利用できるということについては、公民館は自分にとって一体何なのかということなのです。公民館で教室やら講習をやっているときに、魅力を感じて通えるものがあるかどうか。サークルに入ったらいいということも言われるが、残念ながら私の入りたいサークルはないわけです。

専門職である職員の方が魅力のある講座を開催すれば、もっと多くの市民の方が公民館を利用できるのではないかと思います。ということをご審議に参加しているうちに考え始めたわ

けです。図書館はどのようなときに行けばいいのかということはよく理解しているのですが、公民館というのはどのようなときに行けばいいのかはわからない。

○星野委員：

前回からそのような意見を聞いていたので、むしろ私としてはその意見を折々には入れてきたつもりなのですが、個人としての活用も大切なのですが、一方では市民としての共有財産としての公民館では何をすべきなのかということは同時に考えていかなければならないと思います。ということでこの程度になったということです。

○委員：

公民館は、団体登録をして部屋を借りるということと、公民館が事業を企画したときにはそれは個人でも参加できるということです。地域の中にある公民館が、市民ひとりひとりにとってどういう存在であるのかということをお問われたときに、個人でつかえるというものがあるということも可能性としてはあってもいいと思いますが、公民館がしなければならないことは、社会教育を地域の人に知らしめることだと思います。公民館だから社会教育ということではなくて、個人ひとりひとりが社会教育って一体何なのだろうということから始めたいと思います。グループで使っている人の中にも、公民館を使わせていただいております、という言い方をする人が随分いますが、ひとりひとりがそこで教育を受けてそれを地域に還元していくんだという基本的なところをいつも持っていないと、独り善がりな考えになってしまうと思います。

公民館は地域に開いており、社会教育とはどういうものなのか、ということをお運審だけでなく、各館ごとに地域住民と話し合いの場を組織的に持つことが必要です。本当の市民参画ができるような図書館や公民館であるべきだと思います。

○委員：

公民館のあり方の2の(1)の地域住民を講師やボランティアに受け入れるということですが、今前の委員が発言された、学習の成果を地域に還元するという発想は、非常に大切なことだと思います。旧田無市においては、市民が講師に登録する制度がありましたがこれは残っているのですか。

○事務局：

残っておりません。

○委員：

田無の社会教育課では、そういう制度があり、地域の住民が講師として登録できました。市民団体が、自主的に活動しようとしたときにその資料を使って講師を依頼するということもできました。その機能を早く復活してほしいと思います。そのことは、この提言とは別のことだとは思いますが、それは非常に大切なことであると思います。

社教法が改正されて、家庭生活に関することとボランティア活動に関することが重要視されてきています。ボランティア活動で学んだことを地域に還元する。学習者が次のボランティア活動へのコーディネーターができるということが職員の専門性だと思います。そういう意味で、この提言から職員の専門性は落とせないと考えます。専門職の偏りということを指摘されるのですが、コーディネーター機能は大切です。主催事業を行い、自主サークルを立上げ、ボランティア活動をコーディネートするということはある程度の専門性とノウハウを持った人でないといけないのではないかと思います。社会教育の中でのボランティアの関わりというのは、成果を還元できる場を学習や事業の中に設定していくということなのではないでしょうか。

○星野委員：

そういう解釈で結構です。ややもすると学ぶだけで、受身の学習だけでは不十分であろうと。

学習を通じてサークル化して、その中から別の市民の活動に講師として派遣するということは踏まえています。

○委員：

図書館というのは壮大な貸し本屋だという指摘があります。法律では公立図書館は無料ですよね。本を書いた人達からすれば、実態は貸し本屋ではないかという話しが出ています。

○副委員長：

本を無料で貸すことの問題については以前から議論されていたことであります。本を貸すということは、内容を精査しなくてはなりません。量から質を生み出す部分が多分にありまして、貸出しが増えないとだめだと思えます。各館が特徴を持った収集をすべきとは思いますが、5万から10万冊の基本図書は必要であると思えます。

○委員：

書いた側の立場からすれば、著作権のことを考えればわからなくもない見解だと思えます。

○委員：

これまでの議論を踏まえて、私は委員長案に賛成したいと思えます。公民館のあり方の2頁目にもあるように、優秀な職員を配置することも大切だが、ある程度の年限いてもらわないとよい仕事も出来ないと思うので、そのあたりを明記しておくべきと考えます。

○委員：

図書館については、かなり専門的な部分にまで踏み込んでおりますが、現状との整合性についてはどう解釈するのでしょうか。

○委員長：

整合性は、市の他の計画とのバランスも必要になります。

具体的な文言については、次に設置される進行計画を策定する委員会が盛りこむべき仕事と考えます。このあり方とは別の問題だと思えます。ここまでを受けた意見を元にして、正副委員長と星野委員が書き直し、それを事務局との間で調整していきたいと思えます。

○委員：

図書館・公民館ともに老朽化が激しい施設があります。最低限の条件整備については、言及しておく必要があるのではないかと感じます。

○委員長：

時間の許す限り意見を出しておいてほしい。いただいた意見を調整するために、もう一度集まりたいと思えます。

校区単位での配置についてと複合化と併設の件についてはどのようにまとめるのかについて意見を聞いておきたいと思えます。

○委員：

小学校区単位であると、実現不可能な施設数やデータが出てしまうと逆効果な気がしますがどうなのでしょうか。

○委員：

旧田無の社会教育委員の会議の答申でも、社会教育施設は中学校区単位での配置を求めており、それを受けた単位での配置計画にしておくことが適当と思えます。

○委員：

私は、ターミナル型の施設配置については反対です。生活弱者のことを考えれば、コミュニティー型の施設を守ってほしいと思います。その施設を中学校区単位で配置してほしいということを付記していただきたいと思います。

○星野委員：

校区単位での配置は基本的には入れておいてほしいと思いますが、原則としては中学校区単位での配置という方が現実的なのではないでしょうか。

○委員：

学校区の単位ばかりが議論になっていますが、選挙区の単位というものもあります。

○委員：

市長のマニフェストでは、小学校区の単位で車座対話集会を行うというのだから、図書館・公民館についてもその単位で配置してもらってはどうか。

○委員：

沢山の地域に施設が配置されることはいいことだとは思いますが、現実的な点を考えれば、中学校区ごとの方が見通しが持てるのではないかと考えます。

○委員：

先ほど来申し上げているように、このことを文言として入れることで、一人歩きすることへの危惧を感じています。

○副委員長：

中学校区単位での配置がよいと思います。

複合化の点については、最初から複合化を目指すという選択肢は避けてほしいと思います。

○委員長：

多くの意見は中学校区程度ということですので、そのようにしていきたいと思います。

複合化についてですが、当然それを推進するということではなくて、そういった選択肢もあるのだということにしていきたいと思います。

長時間の審議をいただきました。最終案は、もう一度委員会を招集することとして、その間には、3人の提案者と事務局の間で案文の調整をしていきたいと思います。

会議を散会します。